

教育実習について

香川県立高松北中学校

1 教育実習生の資格・条件

- (1) 高松北中学校から高松北高等学校に進学した卒業生であること。
- (2) 本人の資質が健全であること。
- (3) 教員を志望し、教員採用選考を受ける予定であること。
- (4) 当該教科が受け入れに支障がないこと。
- (5) 本校の指定する期間に実習可能であること。

2 実習期間・受け入れ人数

- (1) 原則として6月とし、3週間を超えないものとする。
- (2) 原則として5名までとする。

3 出願

- (1) 申込み時期は、原則として実習を希望する前年の4月～6月とする。
〈事前に電話で依頼すること〉
- (2) 本人が来校し、教育実習係に申し出て「教育実習許可願」の交付を受ける。
〈印鑑持参〉
- (3) 所定の事項を記入し、「教育実習許可願」を教育実習係に提出する。

4 諾否

- (1) 出願した者に対して、7月末日までに諾否を連絡する。
- (2) 内諾を得た者は、所属大学からの依頼書を校長宛に提出する。

5 その他

実習生は、実習開始前の本校の指定する日に来校し、実習期間中の必要事項について諸注意等を受けること。